

金融商品取引法の改正等に伴う会員による顧客への情報提供方法等の見直しに係る  
信用取引・貸借取引規程等の一部改正新旧対照表

目 次

	(ページ)
1. 信用取引・貸借取引規程の一部改正新旧対照表	1
2. 受託契約準則の一部改正新旧対照表	3
3. 発行日決済取引の委託についての約諾書の一部改正新旧対照表	8
4. 信用取引口座設定約諾書の一部改正新旧対照表	13

信用取引・貸借取引規程の一部改正新旧対照表

新	旧
<p>(信用取引に関する<u>情報の提供</u>)</p> <p>第6条 正会員は、信用取引に係る未決済勘定がある顧客に対して、当該信用取引に関する<u>事項に係る情報を毎月提供するものとする</u>。ただし、顧客が認可金融商品取引業協会に所属する金融商品取引業者である場合又は法第45条若しくは金融商品取引業等に関する内閣府令(平成19年内閣府令第52号)第111条第1号の規定により、顧客に取引残高報告書に<u>記載すべき事項に係る情報の提供を要しない</u>場合については、この限りでない。</p> <p>2 制度信用取引に係る前項に規定する<u>信用取引に関する事項は、銘柄、売付け又は買付けの別、数量、約定値段、売買成立日及び最終弁済申出期限とする</u>。ただし、金融商品取引業等に関する内閣府令第108条第7項の規定により<u>同条第1項第2号トに掲げる事項に代えて、同一日における同一銘柄の取引の単価の平均額とする</u>ことができる場合には、約定値段に代えて、<u>当該平均額とする</u>ことができる。</p> <p>3 一般信用取引に係る第1項に規定する<u>信用取引に関する事項は、前項に掲げる事項のほか、顧客との間で合意した品貸料の内容とする</u>。</p> <p>4 第1項の規定による情報の提供は、次に掲げる方法のいずれか(顧客から第1号に掲げる方法による当該情報の提供に係る請求があった場合にあっては、当該方法)により行うものとする。</p> <p>(1) <u>信用取引に関する通知書の送付</u></p> <p>(2) <u>信用取引に関する事項の電磁的方法(電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法であって金融商品取引業等に関する内閣府令第56条(第1項第1号ニ、第2項第3号ロ及び第4号を除き、同項第3号中「に掲げられた取</u></p>	<p>(信用取引に関する<u>通知書の送付</u>)</p> <p>第6条 正会員は、信用取引に係る未決済勘定がある顧客に対して、当該信用取引に関する<u>通知書を毎月送付するものとする</u>。ただし、顧客が認可金融商品取引業協会に所属する金融商品取引業者である場合又は法第45条若しくは金融商品取引業等に関する内閣府令(平成19年内閣府令第52号)第111条第1号の規定により、顧客に取引残高報告書の<u>交付を要しない</u>場合については、この限りでない。</p> <p>2 制度信用取引に係る前項に規定する<u>通知書には、銘柄、売付け又は買付けの別、数量、約定値段、売買成立日及び最終弁済申出期限を記載しなければならない</u>。ただし、金融商品取引業等に関する内閣府令第108条第7項の規定により<u>取引残高報告書に同一日における同一銘柄の取引の単価の平均額を記載すること</u>ができる場合には、<u>当該通知書の約定値段として当該平均額を記載</u>することができる。</p> <p>3 一般信用取引に係る第1項に規定する<u>通知書には、前項に掲げる事項のほか、顧客との間で合意した品貸料の内容を記載しなければならない</u>。</p> <p>4 <u>正会員は、第1項の規定による通知書の送付に代えて、顧客に対し、その用いる電磁的方法(電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法であって金融商品取引業等に関する内閣府令第56条(第1項第1号ニ、第2項第3号ロ及び第4号を除き、同項第3号中「に掲げられた取引を最後に行った」とあるのは「を記録した」と読み替える。)に定める方法と同様の方法をいう。以下同じ。)の種類及び内容を提示し、当該顧客の書面又は電磁的方法による承諾を得た場合には、当該通知書に記載すべき事項を電磁的方法</u></p>

引を最後に行った」とあるのは「を記録した」と読み替える。)に定める方法と同様の方法をいう。以下同じ。)による提供

5 第1項の規定による情報の提供を前項第2号に掲げる方法により行おうとする正会員は、次に掲げる要件のいずれかを満たすものとする。

(1) あらかじめ、顧客に対し、その旨並びにその用いる電磁的方法の種類及び内容を提示し、第1項の規定による情報の提供を前項第2号に掲げる方法により受けることについて、当該顧客の書面又は電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法であって金融商品取引業等に関する内閣府令第57条の3に定める方法と同様の方法による承諾を得ること

(2) あらかじめ、顧客に対し、その旨及び次に掲げる事項を告知すること

a 電磁的方法の種類及び内容

b 正会員に対し、当該顧客が前項第1号に掲げる方法による当該情報の提供を請求することができる旨

付 則

この改正規定は、2025年4月1日から施行する。

により提供することができる。この場合において、当該正会員は当該通知書を送付したものとみなす。

5 前項の規定による承諾を得た正会員は、当該顧客から書面又は電磁的方法により電磁的方法による提供を受けない旨の申出があったときは、当該顧客に対し当該通知書に記載すべき事項の提供を電磁的方法によってしてはならない。ただし、当該顧客が再び前項の規定による承諾をした場合は、この限りでない。

受託契約準則の一部改正新旧対照表

新	旧
<p>(外国証券取引口座に関する約款の<u>内容に係る情報の提供等</u>)</p> <p>第3条の2 正会員は、顧客から外国株券等（第19条の2に規定する外国株券等をいう。第18条及び第19条において同じ。）の売買又は外国新株予約権証券等（第19条の2に規定する外国新株予約権証券等をいう。第18条及び第19条において同じ。）の売買の委託を受け第19条第2項本文の規定により口座を設定しようとするときは、当該顧客に正会員の定める外国証券取引口座に関する約款<u>の内容に係る情報を提供し</u>、当該顧客から当該約款に基づく口座の設定の<u>申込み</u>を受けるものとする。</p> <p>2 (略)</p> <p>3 <u>第1項の規定による情報の提供は、次に掲げる方法のいずれか（顧客から第1号に掲げる方法による当該情報の請求があった場合にあっては、当該方法）により行うものとする。</u></p> <p>(1) <u>外国証券取引口座に関する約款の交付</u></p> <p>(2) <u>外国証券取引口座に関する約款の内容の電磁的方法（電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法であって金融商品取引業等に関する内閣府令（平成19年内閣府令第52号）第56条に定める方法と同様の方法をいう。第5項において同じ。）による提供</u></p> <p>4 <u>第1項に規定する申込みは、次に掲げる方法のうち正会員が指定するいずれかの方法（顧客から第1号に掲げる方法による当該申</u></p>	<p>(外国証券取引口座に関する約款の<u>交付等</u>)</p> <p>第3条の2 正会員は、顧客から外国株券等（第19条の2に規定する外国株券等をいう。第18条及び第19条において同じ。）の売買又は外国新株予約権証券等（第19条の2に規定する外国新株予約権証券等をいう。第18条及び第19条において同じ。）の売買の委託を受け第19条第2項本文の規定により口座を設定しようとするときは、当該顧客に正会員の定める外国証券取引口座に関する約款<u>を交付し</u>、当該顧客から当該約款に基づく口座の設定を申し込む旨を記載した<u>申込書の提出</u>を受けるものとする。</p> <p>2 (略)</p> <p>3 <u>正会員は、第1項の規定による外国証券取引口座に関する約款の交付に代えて、顧客に対し、その用いる電磁的方法（電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法であって金融商品取引業等に関する内閣府令（平成19年内閣府令第52号）第56条に定める方法と同様の方法をいう。以下この項及び第6項において同じ。）の種類及び内容を提示し、当該顧客の書面又は電磁的方法による承諾を得た場合には、電磁的方法により、当該約款に記載すべき事項を提供することができる。この場合において、当該会員は、当該顧客に当該約款を交付したもののみならず。</u></p> <p>4 <u>正会員は、第1項の規定による申込書の受入れに代えて、顧客に対し、その用いる電磁的方法（電子情報処理組織を使用する方法そ</u></p>

込みの受入れの請求があった場合にあっては、当該方法)により受けるものとする。

(1) 外国証券取引口座に関する約款に基づく口座の設定を申し込む旨を記載した申込書の受入れ

(2) 外国証券取引口座に関する約款に基づく口座の設定の申込みの電磁的方法(電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法であって金融商品取引業等に関する内閣府令第57条の3に定める方法と同様の方法をいう。第6項において同じ)による受入れ

(3) 当該会員が定めるところにより用いる方法が外国証券取引口座に関する約款に基づく口座の設定を申し込む旨の顧客の意思を確認できるものである場合には、当該会員が定めるところにより用いる方法

5 第1項の規定による情報の提供を第3項第2号に掲げる方法により行おうとする正会員は、次に掲げる要件のいずれかを満たすものとする。

(1) あらかじめ、顧客に対し、その旨並びにその用いる電磁的方法の種類及び内容を提示し、第1項の規定による情報の提供を第3項第2号に掲げる方法により受けることについて、当該顧客の書面又は電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法であって金融商品取引業等に関する内閣府令第57条の3に定める方法と同様の方法による承諾を得ること

(2) あらかじめ、顧客に対し、その旨及び次に掲げる事項を告知すること

a 電磁的方法の種類及び内容

の他の情報通信の技術を利用する方法であって金融商品取引業等に関する内閣府令第57条の3に定める方法と同様の方法をいう。以下この項において同じ。)の種類及び内容を提示し、当該顧客の書面又は電磁的方法による承諾を得た場合、又は当該会員が定めるところにより用いる方法が当該申込書に記載されるべき外国証券取引口座に関する約款に基づく口座の設定を申し込む旨の顧客の意思を確認できるものである場合には、当該電磁的方法又は当該会員が定めるところにより用いる方法により、当該顧客から当該申込書により行うべき申込みを受けることができる。この場合において、当該会員は当該顧客から当該申込書の提出を受けたものとみなす。

5 第3項又は前項の規定による承諾を得た会員は、当該顧客から書面又は電磁的方法により電磁的方法による提供を受けない又は申込みを行わない旨の申出があったときは、電磁的方法によって当該顧客に対して当該約款に記載すべき事項の提供をし又は当該顧客から申込みを受け入れてはならない。ただし、当該顧客が再び第3項又は前項の規定による承諾をした場合は、この限りでない。

b 正会員に対し、当該顧客が第3項第1号に掲げる方法による当該情報の提供を請求することができる旨

6 第1項に規定する申込みを第4項第2号に掲げる方法により受け入れようとする正会員は、次に掲げる要件のいずれかを満たすものとする。

(1) あらかじめ、顧客に対し、その旨並びにその用いる電磁的方法の種類及び内容を提示し、第1項に規定する申込みを第4項第2号に掲げる方法により受け入れることについて、当該顧客の書面又は電磁的方法による承諾を得ること

(2) あらかじめ、顧客に対し、その旨及び次に掲げる事項を告知すること

a 電磁的方法の種類及び内容

b 正会員に対し、当該顧客が第4項第1号に掲げる方法による申込みの受入れを請求することができる旨

7 正会員は、第1項に定めるところにより顧客の口座を設定しようとする際に、当該顧客に対し、既に同項の外国証券取引口座に関する約款の内容に係る情報を提供している場合で、当該顧客から、改めて当該約款の内容に係る情報の提供を求める旨の申出がないときは、同項の規定にかかわらず、当該約款の内容に係る情報の提供を要しないものとする。

8 正会員は、第1項の規定により顧客から口座の設定の申込みを受けた場合において、当該申込みを承諾したときは、当該口座を設定

(新設)

6 正会員は、第1項に定めるところにより顧客の口座を設定しようとする際に、当該顧客に対し、既に同項の外国証券取引口座に関する約款を交付している場合又は電磁的方法により当該約款に記載すべき事項を提供している場合（当該顧客に対し、その用いる電磁的方法の種類及び内容を提示し、当該顧客の書面又は電磁的方法による承諾を得ている場合に限る。）で、当該顧客から、改めて当該約款の交付を求める旨の申出がないときは、同項の規定にかかわらず、当該約款を交付することを要しないものとする。

7 正会員は、第1項の規定により顧客から口座の設定の申込書の提出を受けた場合（第4項の規定により申込書の提出を受けたものとみなされる場合を含む。）において、当該申

し、当該顧客にその旨を通知するものとする。

(発行日決済取引の委託についての約諾書の内容の承諾)

第4条 顧客は、発行日決済取引の売買を正会員に委託する場合には、取引所の定める様式による発行日決済取引の委託についての約諾書の内容を承諾するものとする。

2 前項の規定による承諾は、次に掲げる方法のうち正会員が指定するいずれかの方法(顧客から第1号に掲げる方法により当該承諾をする旨の請求があった場合にあっては、当該方法)により、正会員に対して行うものとする。

(1) 所定事項を記載し、署名又は記名押印した発行日決済取引の委託についての約諾書の差入れ

(2) 発行日決済取引の委託についての約諾書の内容を承諾する旨の電磁的方法(電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法であって金融商品取引業等に関する内閣府令第57条の3に定める方法と同様の方法をいう。次項において同じ。)による通知

3 第1項の規定による承諾を前項第2号に掲げる方法により得ようとする正会員は、次に掲げる要件のいずれかを満たすものとする。

(1) あらかじめ、顧客に対し、その旨並びにその用いる電磁的方法の種類及び内容を提示し、第1項の規定による承諾を前項第2号に掲げる方法により受け入れることについて、当該顧客の書面又は電磁的方法による承諾を得ること

込みを承諾したときは、当該口座を設定し、当該顧客にその旨を通知するものとする。

(発行日決済取引の委託についての約諾書の差入れ)

第4条 顧客は、発行日決済取引の売買を正会員に委託する場合には、取引所の定める様式による発行日決済取引の委託についての約諾書に所定事項を記載し、これに署名又は記名押印して、正会員に差し入れるものとする。

2 顧客は、前項の規定による約諾書の差入れに代えて、正会員からその用いる電磁的方法(電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法であって金融商品取引業等に関する内閣府令第57条の3に定める方法と同様の方法をいう。以下同じ。)の種類及び内容を提示され、正会員に書面又は電磁的方法による承諾をした場合には、電磁的方法により、当該約諾書の内容を承諾した旨を正会員に通知することができる。この場合において、当該顧客は、当該約諾書を正会員に差し入れたものとみなす。

3 前項に規定する書面又は電磁的方法による承諾を得た正会員は、当該顧客から書面又は電磁的方法により電磁的方法による通知を行わない旨の申出があったときは、電磁的方法によって当該顧客から前項の規定による通知を受け入れてはならない。ただし、当該顧客が再び当該承諾をした場合は、この限りでない。

(2) あらかじめ、顧客に対し、その旨及び次に掲げる事項を告知すること

a 電磁的方法の種類及び内容

b 正会員に対し、当該顧客が前項第1号に掲げる方法により承諾をする旨を請求することができる旨

(信用取引口座設定約諾書の内容の承諾)

第5条 (略)

2 顧客は、前項の申込みにつき、正会員の承諾を受けた場合には、取引所が定める様式による信用取引口座設定約諾書の内容を承諾するものとする。

3 前条第2項及び第3項の規定は、前項の規定による約諾書の内容の承諾について準用する。

付 則

この改正規定は、2025年4月1日から施行する。

(信用取引口座設定約諾書の差入れ)

第5条 (略)

2 顧客は、前項の申込みにつき、正会員の承諾を受けた場合には、取引所が定める様式による信用取引口座設定約諾書に所定事項を記載し、これに署名又は記名押印して、正会員に差し入れるものとする。

3 前条第2項及び第3項の規定は、前項の規定による約諾書の差入れについて準用する。

**発行日決済取引の委託についての約諾書の一部改正新旧対照表**

新	旧
<p>私は貴社に発行日決済取引を委託するに際し、法令、その発行日決済取引を執行する金融商品取引所（以下「当該取引所」という。）の受託契約準則、定款、業務規程、その他諸規則、決定事項<u>及び</u>慣行中、発行日決済取引の条件に関連する条項に従うとともに、次の各条に掲げる事項を承諾し、これを証するため、この約諾書を差し入れます。</p> <p>(期限の利益の喪失)</p> <p>第1条 私が次に掲げる事項の<u>いずれかに</u>該当したときは、貴社から通知、催告等がなくても、貴社に対する発行日決済取引に<u>係る全ての債務</u>について、当然期限の利益を<u>失い、直ちに</u>弁済すること。</p> <p>(1) 差押、仮差押、<u>若しくは</u>競売の申立て、<u>又は</u>破産手続開始、再生手続開始<u>若しくは</u>会社更生手続開始の申立てがあったとき、<u>又は</u>清算に入ったとき</p> <p>(2) 租税公課を滞納して督促を受けたとき、<u>又は</u>保全差押を受けたとき</p> <p>(3) ・ (4) (略)</p> <p>2 私が次に掲げる事項の<u>いずれかに</u>該当したときは、貴社の請求により、貴社に対する発行日決済取引に<u>係る全ての債務</u>について期限の利益を<u>失い、直ちに</u>弁済すること。</p> <p>(1) 貴社との金融商品取引に関し負担する債務の<u>全部又は一部の履行を怠り、又は</u>貴社に対する取引の約定の<u>いずれかに</u>違背したとき</p> <p>(2) (略)</p>	<p>私は貴社に発行日決済取引を委託するに際し、法令、その発行日決済取引を執行する金融商品取引所（以下「当該取引所」という。）の受託契約準則、定款、業務規程、その他諸規則、決定事項<u>および</u>慣行中、発行日決済取引の条件に関連する条項に従うとともに、次の各条に掲げる事項を承諾し、これを証するため、この約諾書を差し入れます。</p> <p>(期限の利益の喪失)</p> <p>第1条 ① 私が次に掲げる事項の<u>一に</u>該当したときは、貴社から通知、催告等がなくても、貴社に対する発行日決済取引に<u>かかるすべての債務</u>について、当然期限の利益を<u>失ない、ただちに</u>弁済すること。</p> <p>(1) 差押、仮差押、<u>もしくは</u>競売の申立て、<u>または</u>破産手続開始、再生手続開始<u>もしくは</u>会社更生手続開始の申立てがあったとき、<u>または</u>清算に入ったとき</p> <p>(2) 租税公課を滞納して督促を受けたとき、<u>または</u>保全差押を受けたとき</p> <p>(3) ・ (4) (略)</p> <p>② 私が次に掲げる事項の<u>一に</u>該当したときは、貴社の請求により、貴社に対する発行日決済取引に<u>かかるすべての債務</u>について期限の利益を<u>失ない、ただちに</u>弁済すること。</p> <p>(1) 貴社との金融商品取引に関し負担する債務の<u>一の履行を怠り、または</u>貴社に対する取引の約定の<u>一に</u>違背したとき</p> <p>(2) (略)</p>

(支払不能又は不能となるおそれある場合等における対当売買)

第2条 私が前条第1項各号のいずれかに該当したときは、貴社が任意に、私が貴社を通じて行っている発行日決済取引につき、それに対応する売買（以下「対当売買」という。）を、私の計算において行うことに異議のないこと。

2 私が前条第2項各号のいずれかに該当したときは、貴社の請求により、貴社の指定する期日までに、私が対当売買を行うこと。

3 前項の期日までに、私が対当売買を行わないときは、貴社が任意に、私の計算において対当売買を行うことに異議のないこと。

4 前3項の対当売買を行った結果、損失計算が生じた場合には、貴社に対しその額に相当する金銭を直ちに支払うこと。

(担保物の処分)

第4条 私が発行日決済取引に関し、貴社に対し負担する債務を所定の時限までに履行しないときは、通知、催告を行わず、かつ法律上の手続によらないで、担保として預入れしてある有価証券を、私の計算において、その方法、時期、場所、価格等は貴社の任意で処分し、それを適宜債務の弁済に充当されても異議なく、また前記弁済を行った結果、残債務がある場合は直ちに弁済を行うこと。

(占有物の処分)

第5条 私が発行日決済取引に関し、貴社に対し負担する債務を履行しなかった場合には、証券取引に関し貴社が占有し、又は社債、株式等の振替に関する法律（平成13年法律第

(支払不能または不能となるおそれある場合等における対当売買)

第2条 ① 私が前条第1項各号の一に該当したときは、貴社が任意に、私が貴社を通じて行なっている発行日決済取引につき、それに対応する売買（以下「対当売買」という。）を、私の計算において行なうことに異議のないこと。

② 私が前条第2項各号の一に該当したときは、貴社の請求により、貴社の指定する期日までに、私が対当売買を行なうこと。

③ 前項の期日までに、私が対当売買を行わないときは、貴社が任意に、私の計算において対当売買を行なうことに異議のないこと。

④ 前3項の対当売買を行なった結果、損失計算が生じた場合には、貴社に対しその額に相当する金銭をただちに支払うこと。

(担保物の処分)

第4条 私が発行日決済取引に関し、貴社に対し負担する債務を所定の時限までに履行しないときは、通知、催告を行なわず、かつ法律上の手続によらないで、担保として預入してある有価証券を私の計算において、その方法、時期、場所、価格等は貴社の任意で処分し、それを適宜債務の弁済に充当されても異議なく、また前記弁済を行なった結果、残債務がある場合はただちに弁済を行なうこと。

(占有物の処分)

第5条 私が発行日決済取引に関し、貴社に対し負担する債務を履行しなかった場合には、証券取引に関し貴社が占有し、又は社債、株式等の振替に関する法律（平成13年法律第

75号)に基づく口座に記録している私の動産、有価証券は貴社が処分できるものとし、この場合全て前条に準じて取り扱われることに異議のないこと。

(弁済等充当の順序)

第6条 債務の弁済又は相殺によって私の債務の全額を消滅させるのに足りないときは、貴社が適当と認められる順序により充当することができること。

(遅延損害金の支払い)

第8条 私が発行日決済取引に関し、貴社に対する債務の履行を怠ったときは、貴社の請求により、貴社に対し履行期日の翌日より履行の日まで、当該取引所の定める率による遅延損害金を支払うことに異議のないこと。

(委託保証金及び代用有価証券の権利行使)

第9条 私が発行日決済取引に関し、貴社に預入れした金銭及び代用有価証券は、貴社が任意にこれを他に貸し付け、担保に供し、他の顧客の発行日決済取引のために使用し又はその有価証券に基づく権利を貴社が行使することに異議のないこと。

(委託保証金の利息その他の対価)

第12条 私が発行日決済取引に関し、貴社に委託保証金として預入れする金銭、又は有価証券には、利息その他の対価をつけないこと。

(届出事項の変更届出)

第13条 貴社に届け出た氏名又は名称、住所若しくは事務所その他の事項に変更があった

75号)に基づく口座に記録している私の動産、有価証券は貴社が処分できるものとし、この場合すべて前条に準じて取り扱われることに異議のないこと。

(弁済等充当の順序)

第6条 債務の弁済または相殺によって私の債務の全額を消滅させるのに足りないときは、貴社が適当と認められる順序により充当することができること。

(遅延損害金の支払い)

第8条 私が発行日決済取引に関し、貴社に対する債務の履行を怠ったときは、貴社の請求により、貴社に対し履行期日の翌日より履行の日まで、当該取引所の定める率による遅延損害金を支払うことに異議のないこと。

(委託保証金および代用有価証券の権利行使)

第9条 私が発行日決済取引に関し、貴社に預入した金銭および代用有価証券は、貴社が任意にこれを他に貸し付け、担保に供し、他の顧客の発行日決済取引のために使用しまたはその有価証券に基づく権利を貴社が行使することに異議のないこと。

(委託保証金の利息その他の対価)

第12条 私が発行日決済取引に関し、貴社に委託保証金として預入する金銭、または有価証券には、利息その他の対価をつけないこと。

(届出事項の変更届出)

第13条 貴社に届け出た氏名または名称、住所もしくは事務所その他の事項に変更があつ

ときは、貴社に対し直ちに、書面又は電磁的方法（電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法であつて金融商品取引業等に関する内閣府令第57条の3に定める方法と同様の方法をいう。以下同じ。）のうち貴社が指定するいずれかの方法（私から書面の受入れの請求があつた場合にあっては、書面とする。）をもってその旨の届出をすること。ただし、電磁的方法による場合にあっては、貴社が次に掲げる要件のいずれかを満たすときに限る。

(1) あらかじめ、私に対し、当該届出を電磁的方法により受け入れる旨並びにその用いる電磁的方法の種類及び内容を提示し、当該届出を電磁的方法により受け入れることについて、私の書面又は電磁的方法による承諾を得ていること。

(2) あらかじめ、私に対し、当該届出を電磁的方法により受け入れる旨及び次に掲げる事項を告知していること。

a 電磁的方法の種類及び内容

b 貴社に対し、私が書面による当該届出の受入れを請求することができる旨

(通知の効力)

第14条 私の届出住所又は事務所にあて、貴社によりなされた発行日決済取引に関する諸通知が、転居、不在その他私の責に帰すべき事由により延着し、又は到着しなかつた場合においては、通常到着すべきときに到達したものとすること。

(合意管轄)

第15条 私と貴社との間の発行日決済取引に関する訴訟については、貴社本店又は、支店

たときは、貴社に対しただちに、書面をもってその旨の届出をすること。

(新設)

(新設)

(通知の効力)

第14条 私の届出住所もしくは事務所にあて、貴社によりなされた発行日決済取引に関する諸通知が、転居、不在その他私の責に帰すべき事由により延着し、または到着しなかつた場合においては、通常到着すべきときに到達したものとすること。

(合意管轄)

第15条 私と貴社との間の発行日決済取引に関する訴訟については、貴社本店または、支店

の所在地を管轄する裁判所のうちから貴社が管轄裁判所を指定することができること。

店の所在地を管轄する裁判所のうちから貴社が管轄裁判所を指定することができること。

付 則

この改正規定は、2025年4月1日から施行する。

## 信用取引口座設定約諾書の一部改正新旧対照表

新	旧
<p>(信用取引口座による処理)</p> <p>第1条 私が今後貴社との間に行う信用取引において、借り入れる金銭、買付有価証券、借り入れる有価証券、売付代金、委託保証金、売買の決済による損益金、金利、その他授受する金銭は<u>全て</u>この信用取引口座で処理すること。</p>	<p>(信用取引口座による処理)</p> <p>第1条 私が今後貴社との間に行う信用取引において、借り入れる金銭、買付有価証券、借り入れる有価証券、売付代金、委託保証金、売買の決済による損益金、金利、その他授受する金銭は<u>すべて</u>この信用取引口座で処理すること。</p>
<p>(貸出規程による制約)</p> <p>第6条 私が制度信用取引を行っている場合において、当該取引所が指定する証券金融会社（以下「証金」という。）が貸借取引貸出規程（以下「貸出規程」という。）に基づいて次の措置、制約を行ったときは、私の制度信用取引につきそれと同様の措置、制約を行うこと。</p> <p style="padding-left: 2em;">(1) ～ (3) (略)</p>	<p>(貸出規程による制約)</p> <p>第6条 私が制度信用取引を行っている場合において、当該取引所が指定する証券金融株式会社（以下「証金」という。）が貸借取引貸出規程（以下「貸出規程」という。）に基づいて次の措置、制約を行ったときは、私の制度信用取引につきそれと同様の措置、制約を行うこと。</p> <p style="padding-left: 2em;">(1) ～ (3) (略)</p>
<p>(買付有価証券等につき剰余金の配当又は株式分割による株式を受ける権利の付与等が行われた場合の処理)</p> <p>第7条 私が制度信用取引に関し、貴社に<u>預入</u>した買付有価証券又は貴社から借り入れた有価証券につき、剰余金の配当又は株式分割による株式を受ける権利の付与等が行われた場合における当該権利の処理については、当該取引所の定める方法により処理されること。</p>	<p>(買付有価証券等につき剰余金の配当又は株式分割による株式を受ける権利の付与等が行われた場合の処理)</p> <p>第7条 私が制度信用取引に関し、貴社に<u>預入</u>した買付有価証券又は貴社から借り入れた有価証券につき、剰余金の配当又は株式分割による株式を受ける権利の付与等が行われた場合における当該権利の処理については、当該取引所の定める方法により処理されること。</p>
<p>(期限の利益を喪失した場合における信用取引の処理)</p>	<p>(期限の利益を喪失した場合における信用取引の処理)</p>

第9条 私が前条第1項各号のいずれかに該当したときは、私が貴社に設定した信用取引口座を通じて処理される全ての信用取引につき、これを決済するために必要な売付契約又は買付契約を、私の計算において貴社が任意に締結することに異議のないこと。

2 (略)

3 私が前条第2項各号のいずれかに該当したときは、貴社の請求により、貴社の指定する日時までに、私が貴社に設定した信用取引口座を通じて処理される全ての信用取引を決済するために必要な売付け又は買付けを、貴社に委託して行うこと（前項の規定により貴社が売付契約又は買付契約を締結する場合を除く。）。

4・5 (略)

(通知金融商品取引業者等に該当した場合の措置)

第14条 次の各号の事由のいずれかが生じた場合には、貴社又は貴社が加入する投資者保護基金（以下「基金」という。）から特段の通知がない限り、私が貴社に設定した信用取引口座を通じて処理される全ての信用取引（以下「当該信用取引」という。）に係る私の債務につき、当然期限の利益が失われ、かつ、決済のための売付け及び買付けを行うことができなくなること。

(1)・(2) (略)

2 前項の場合においては、私と貴社との間における私の当該信用取引に係る全ての債権（委託保証金返還請求権を除く。）及び債務については、第1号に定める額と第2号に定める額との差額に相当する金銭の授受により処理されること。この場合において、私が当

第9条 私が前条第1項各号のいずれかに該当したときは、私が貴社に設定した信用取引口座を通じて処理されるすべての信用取引につき、これを決済するために必要な売付契約又は買付契約を、私の計算において貴社が任意に締結することに異議のないこと。

2 (略)

3 私が前条第2項各号のいずれかに該当したときは、貴社の請求により、貴社の指定する日時までに、私が貴社に設定した信用取引口座を通じて処理されるすべての信用取引を決済するために必要な売付け又は買付けを、貴社に委託して行うこと（前項の規定により貴社が売付契約又は買付契約を締結する場合を除く。）。

4・5 (略)

(通知金融商品取引業者等に該当した場合の措置)

第14条 次の各号の事由のいずれかが生じた場合には、貴社又は貴社が加入する投資者保護基金（以下「基金」という。）から特段の通知がない限り、私が貴社に設定した信用取引口座を通じて処理されるすべての信用取引（以下「当該信用取引」という。）に係る私の債務につき、当然期限の利益が失われ、かつ、決済のための売付け及び買付けを行うことができなくなること。

(1)・(2) (略)

2 前項の場合においては、私と貴社との間における私の当該信用取引に係るすべての債権（委託保証金返還請求権を除く。）及び債務については、第1号に定める額と第2号に定める額との差額に相当する金銭の授受により処理されること。この場合において、私が当

該差額に相当する金銭を支払うべきときは、当該差額は、私が貴社に差し入れた委託保証金により担保されること。

(1)・(2) (略)

(報告)

第18条 第8条第1項各号及び同条第2項各号のいずれかの事由が生じた場合には、貴社に対し直ちにその旨を報告すること。

(届出事項の変更届出)

第19条 貴社に届け出た氏名若しくは名称、印章若しくは署名鑑又は住所若しくは事務所の所在地その他の事項に変更があったときは、貴社に対し直ちにその旨の届出をすること。

(免責事項)

第21条 (略)

2 前項の事由による委託保証金等の紛失、滅失、毀損等の損害についても貴社はその責めを負わないこと。

3 (略)

(同意等の方法)

第25条 貴社は、その用いる電磁的方法（電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法であって金融商品取引業等に関する内閣府令第57条の3に定める方法と同様の方法をいう。以下同じ。）の種類及び内容を提示し、私の書面又は電磁的方法による承諾を得た場合には、第3条第2項に規定する書面の受入れに代えて、電磁的方法により、当該書面によるべき同意を得

該差額に相当する金銭を支払うべきときは、当該差額は、私が貴社に差し入れた委託保証金により担保されること。

(1)・(2) (略)

(報告)

第18条 第8条第1項各号及び同条第2項各号のいずれかの事由が生じた場合には、貴社に対し直ちに書面をもってその旨を報告すること。

(届出事項の変更届出)

第19条 貴社に届け出た氏名若しくは名称、印章若しくは署名鑑又は住所若しくは事務所の所在地その他の事項に変更があったときは、貴社に対し直ちに書面をもってその旨の届出をすること。

(免責事項)

第21条 (略)

2 前項の事由による委託保証金等の紛失、滅失、き損等の損害についても貴社はその責めを負わないこと。

3 (略)

(電磁的方法による書面の授受)

第25条 貴社は、その用いる電磁的方法（電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法であって金融商品取引業等に関する内閣府令第57条の3に定める方法と同様の方法をいう。以下同じ。）の種類及び内容を提示し、私の書面又は電磁的方法による承諾を得た場合には、第3条第2項、第18条及び第19条に規定する書面（印章又は署名鑑の変更に係るものを除

ることができること。この場合において、貴社は私から当該書面によるべき同意を得たものとみなされること。

2 私が、前項の規定による承諾をした後に、書面又は電磁的方法により、電磁的方法による同意を行わない旨の申出をした場合（私が再び前項の規定による承諾をした場合を除く。）は、貴社は、前項の規定に基づき電磁的方法により受けることができることとした書面によるべき同意を得ないこと。

3 私は、第18条及び第19条に規定する報告及び届出を、書面又は電磁的方法のうち貴社が指定するいずれかの方法（私から書面の受入れの請求があった場合又は印章若しくは署名鑑の変更に係るものにあつては、書面とする。）により行うこと。ただし、電磁的方法による場合にあつては、貴社が次に掲げる要件のいずれかを満たすときに限る。

(1) あらかじめ、私に対し、当該報告及び届出を電磁的方法により受け入れる旨並びにその用いる電磁的方法の種類及び内容を提示し、当該報告及び届出を電磁的方法により受け入れることについて、私の書面又は電磁的方法による承諾を得ていること。

(2) あらかじめ、私に対し、当該報告及び届出を電磁的方法により受け入れる旨並びに次に掲げる事項を告知していること。

a 電磁的方法の種類及び内容

く。)の受入れに代えて、電磁的方法により、当該書面によるべき同意を得ること又は報告若しくは届出を受けることができること。この場合において、貴社は私から当該書面によるべき同意を得たもの又は報告若しくは届出を受けたものとみなされること。

2 私が、前項の規定による承諾をした後に、書面又は電磁的方法により、電磁的方法による同意、報告又は届出を行わない旨の申出をした場合（私が再び前項の規定による承諾をした場合を除く。）は、貴社は、前項の規定に基づき電磁的方法により受けることができることとした書面によるべき同意を得ない又は報告若しくは届出を受けないこと。

(新設)

b 貴社に対し、私が書面による当該報告  
及び届出の受入れを請求することができ  
る旨

付 則

この改正規定は、2025年4月1日から施行する。